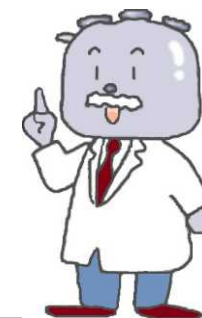
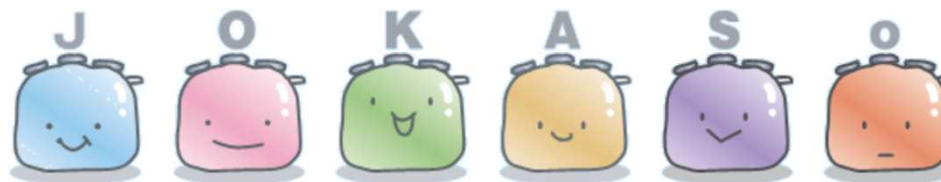




これからの浄化槽について



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 山本 泰生



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

目次

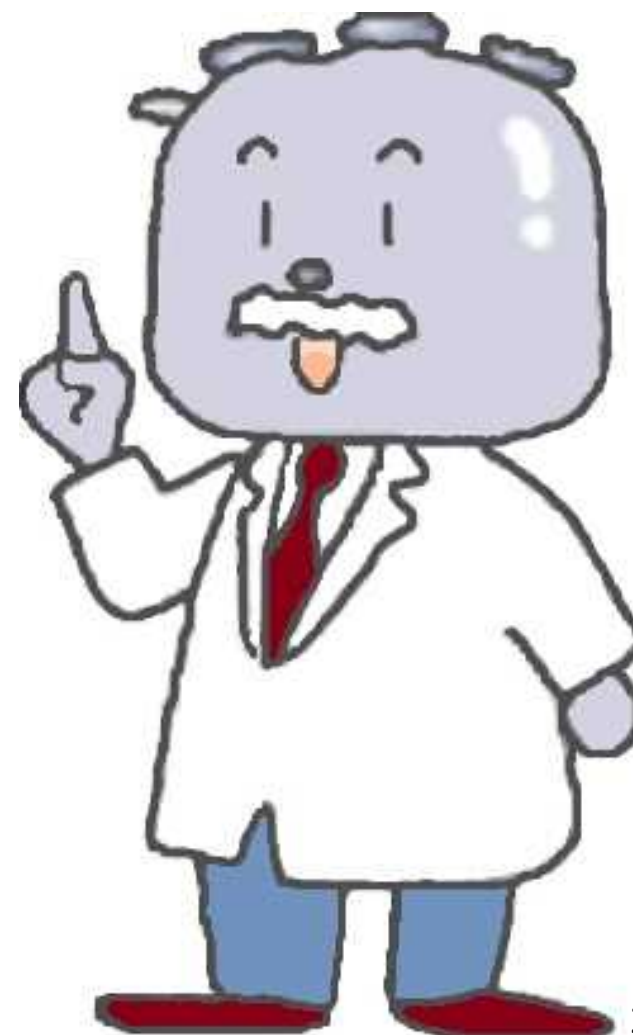
1. 浄化槽の現状と課題

2. 最近の浄化槽行政の方向性

3. 改正浄化槽法

4. 浄化槽整備に係る予算制度

5. 令和3年度補正予算、令和4年度予算(案)の概要



1. 浄化槽の現状と課題

(1) 浄化槽の特長

処理性能が優れている

微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並み(20mg/l以下、BOD除去率90%以上)に汚水の処理が可能です。窒素やリン除去などの高度処理にも対応しています。



単独処理浄化槽の約8倍の処理能力

し尿のみならず生活雑排水も処理可能な合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、約8倍の汚水処理能力があります。

省スペースで設置、投資効果の早期発現

個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事も概ね1週間程度で設置できるため、効果の早い発現が期待できます。



地震など、災害への対応力がある

個別処理であり、早期復旧が可能で、地震などへの災害対応力があるという特徴があります。
※東日本大震災の調査では、全損は3.8%(震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象)

水環境の変化が小さい

整備前後において、各戸から排水されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。



1. 浄化槽の現状と課題

(1) 浄化槽の特長

状況変化に応じた柔軟な対応が可能

分散処理のため、人口減少などの状況変化に応じて、柔軟に対応が可能。

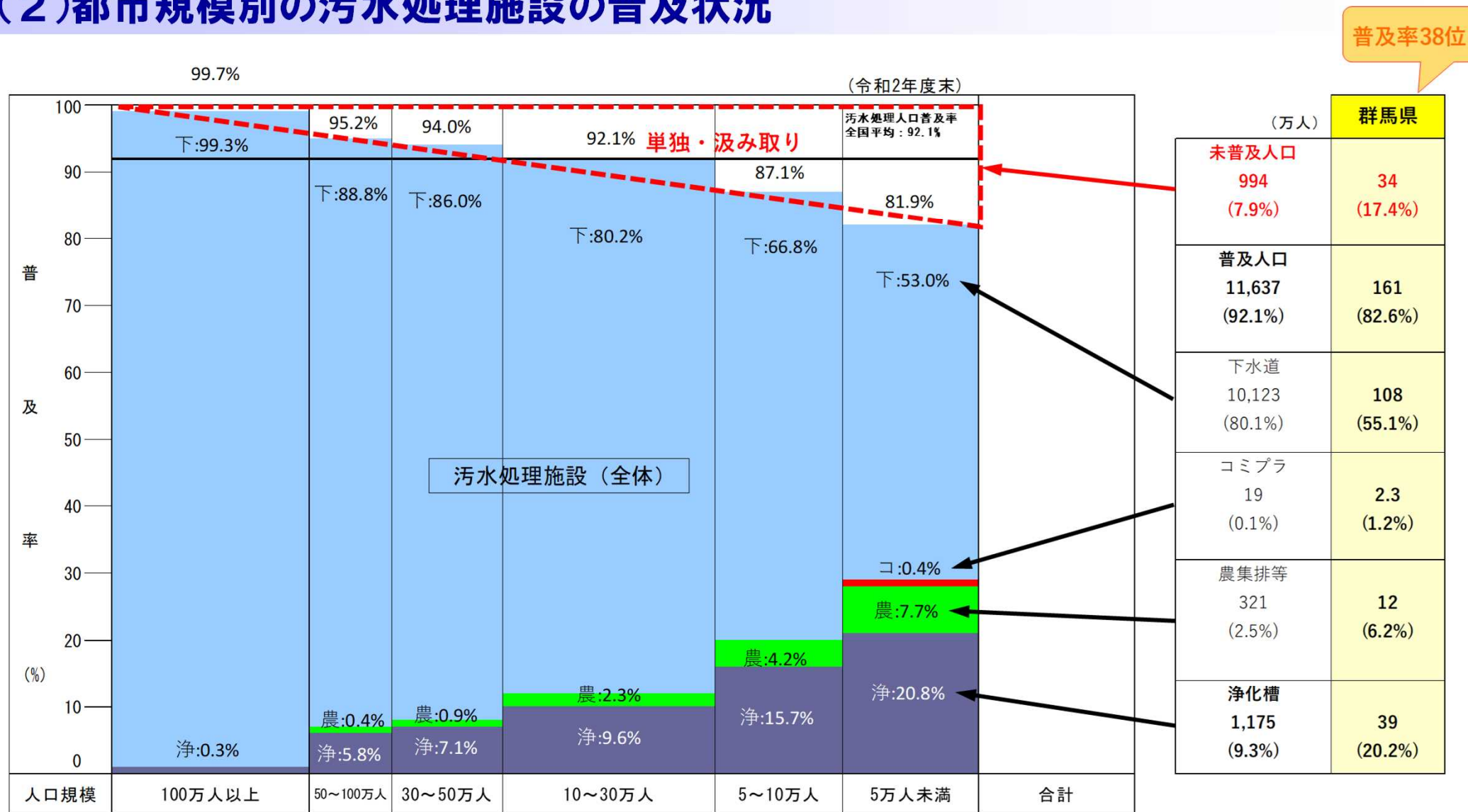
地元の雇用につながりやすい

工事規模が小さく、また、清掃や保守点検など定期的に行う作業もあるため、地元の事業者が受注できる仕事が多い。地域の資金循環にもつながる。

設置費用の「安さ」、設置期間の「早さ」、災害や状況変化への「強さ」が浄化槽のセールスポイント。

1. 浄化槽の現状と課題

(2) 都市規模別の污水处理施設の普及状況



都市規模別污水处理人口普及率(令和2年度末)

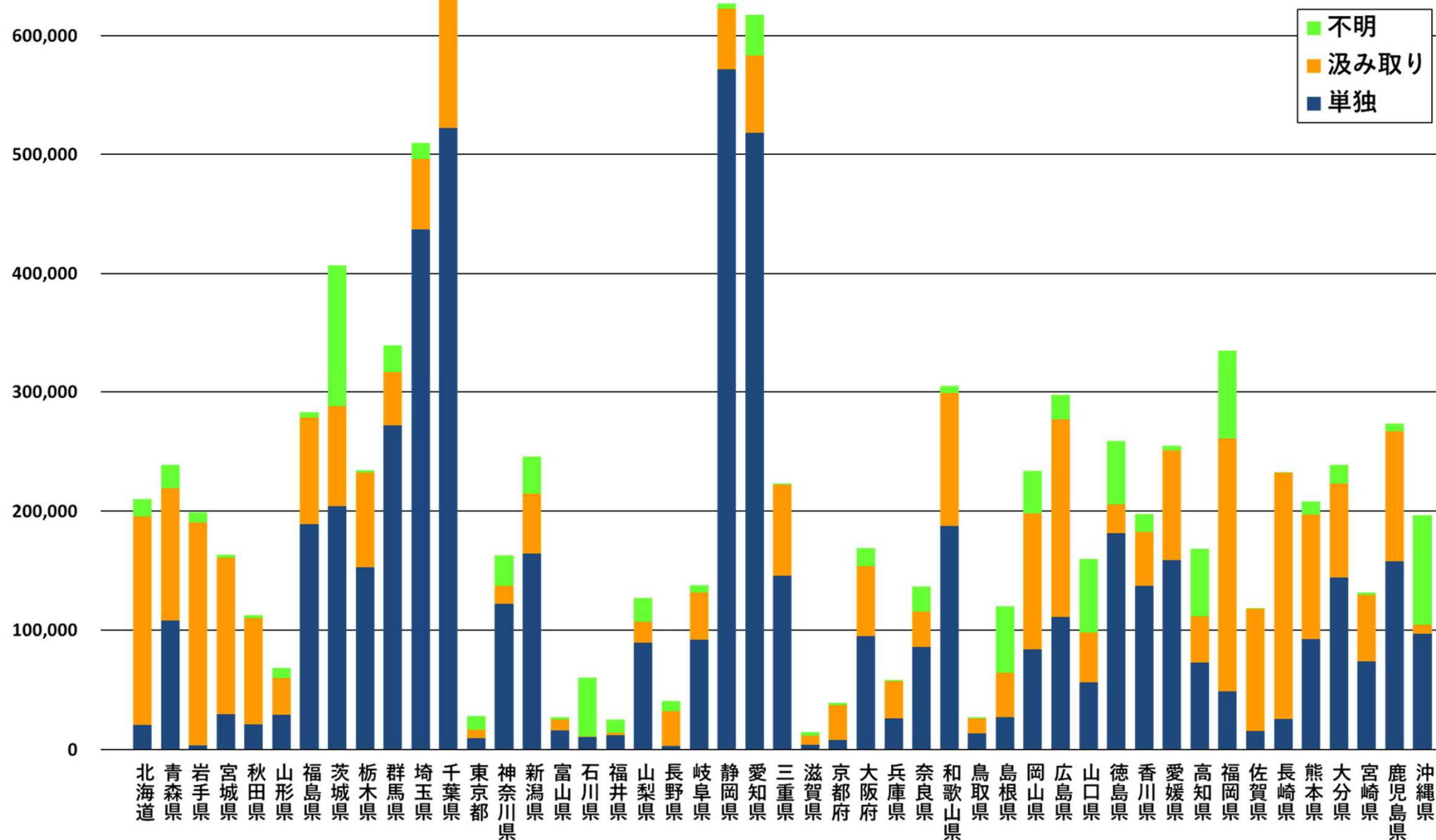
※東日本大震災の影響で調査不能な2市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

1. 浄化槽の現状と課題

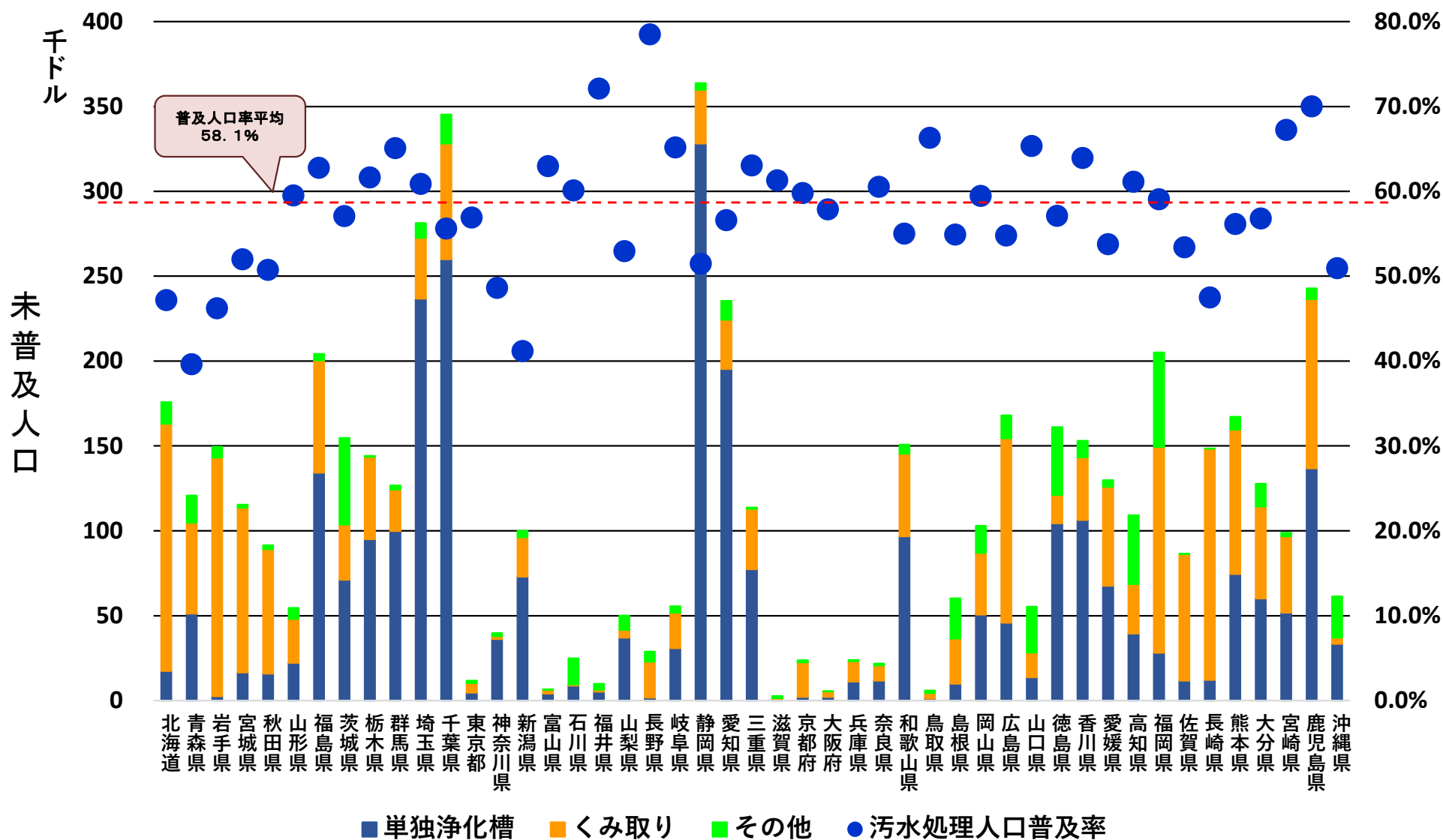
(3) 汚水処理未普及人口の内訳(令和2年度末)

※ 集合処理区域を除く



1. 浄化槽の現状と課題

(4) 浄化槽整備区域内の未普及人口内訳(令和2年度末)

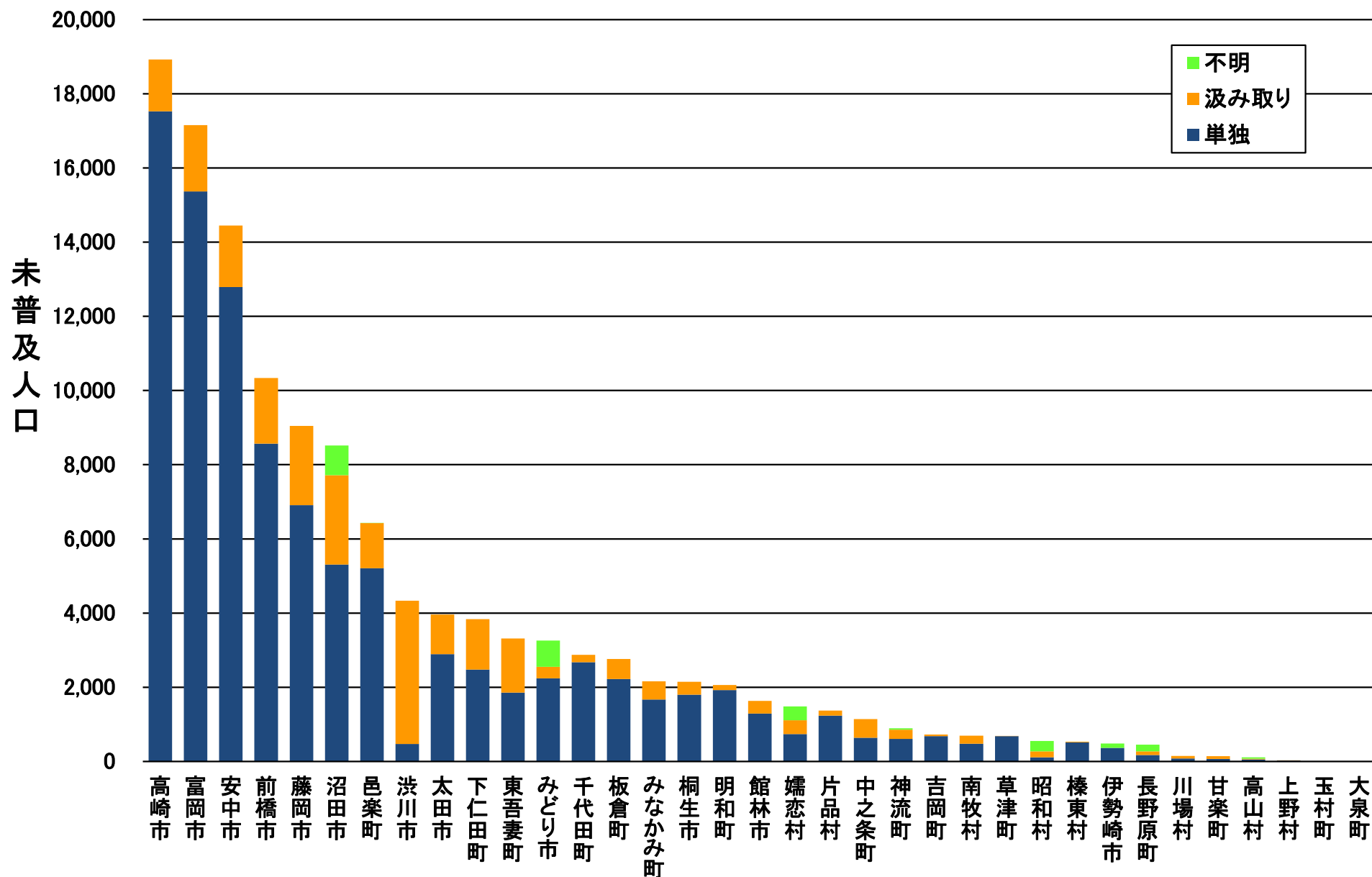


汚水処理人口普及率(浄化槽整備区域内)

群馬県: 浄化槽整備区域内の汚水処理人口普及率: 65.1%
同区域内の未普及人口: 126,743人

1. 浄化槽の現状と課題

(5) 群馬県内の浄化槽整備区域内未普及人口の内訳(令和2年度末)

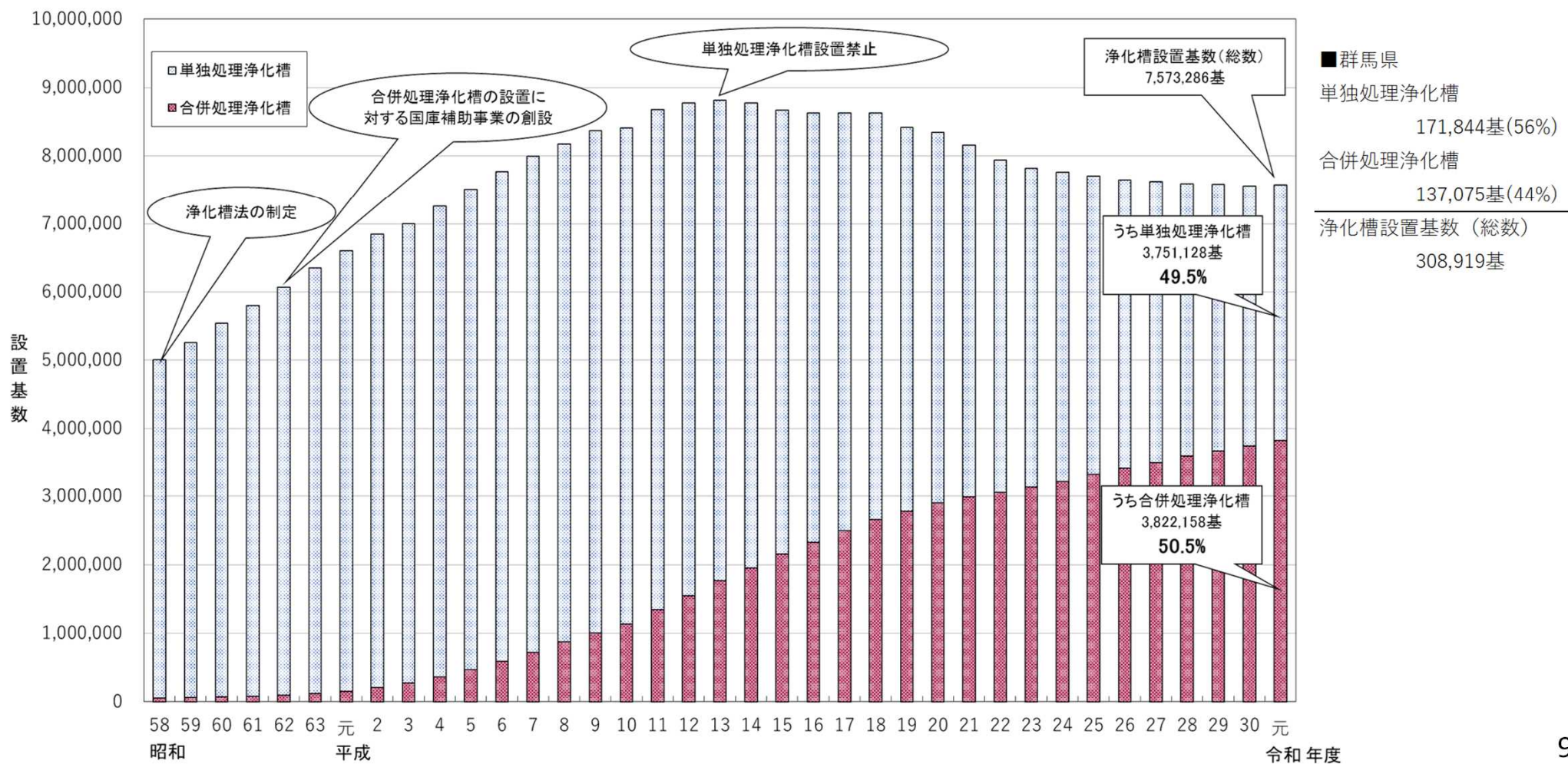


1. 浄化槽の現状と課題

(6) 浄化槽設置基数の推移(～令和元年度末)

- 平成12年浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。
- し尿のみしか処理しない既存の単独処理浄化槽は徐々に減少するものの未だに約375万基存在。**令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回った。**
- 老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進が水質改善・防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



1. 浄化槽の現状と課題

(7)群馬県内の浄化槽設置基数

▽令和元年度末市町村別浄化槽設置基数

(単位:基数)

管轄行政機関名	市町村名	基数	合併処理		単独処理	
			基数	比率	基数	比率
前橋市	前橋市	27,834	11,619	(42%)	16,215	(58%)
高崎市	高崎市	36,705	14,500	(40%)	22,205	(60%)
中部環境事務所	伊勢崎市	45,896	21,421	(47%)	24,475	(53%)
	玉村町	4,432	1,104	(25%)	3,328	(75%)
	渋川市	8,945	3,562	(40%)	5,383	(60%)
	榛東村	2,179	1,305	(60%)	874	(40%)
	吉岡町	3,022	2,233	(74%)	789	(26%)
	合計	64,474	29,625	(46%)	34,849	(54%)
西部森林環境事務所	安中市	15,704	5,512	(35%)	10,192	(65%)
	藤岡市	16,051	7,572	(47%)	8,479	(53%)
	神流町	853	494	(58%)	359	(42%)
	上野村	465	434	(93%)	31	(7%)
	富岡市	12,271	4,818	(39%)	7,453	(61%)
	下仁田町	2,578	907	(35%)	1,671	(65%)
	南牧村	671	320	(48%)	351	(52%)
	甘楽町	1,193	349	(29%)	844	(71%)
	合計	49,786	20,406	(41%)	29,380	(59%)
東部環境事務所	太田市	41,843	21,818	(52%)	20,025	(48%)
	桐生市	8,648	2,967	(34%)	5,681	(66%)
	みどり市	12,307	5,919	(48%)	6,388	(52%)
	館林市	13,273	6,078	(46%)	7,195	(54%)
	板倉町	3,978	2,887	(73%)	1,091	(27%)
	明和町	2,306	1,067	(46%)	1,239	(54%)
	千代田町	2,859	1,059	(37%)	1,800	(63%)
	大泉町	8,682	3,840	(44%)	4,842	(56%)
	邑楽町	6,635	2,732	(41%)	3,903	(59%)
	合計	100,531	48,367	(48%)	52,164	(52%)

吾妻森林環境事務所	中之条町	1,783	981	(55%)	802	(45%)
	東吾妻町	3,228	2,073	(64%)	1,155	(36%)
	長野原町	2,500	863	(35%)	1,637	(65%)
	嬭恋村	6,812	2,333	(34%)	4,479	(66%)
	草津町	825	318	(39%)	507	(61%)
	高山村	783	563	(72%)	220	(28%)
利根沼田 森林環境事務所	合計	15,931	7,131	(45%)	8,800	(55%)
	沼田市	7,147	2,677	(37%)	4,470	(63%)
	片品村	1,284	360	(28%)	924	(72%)
	川場村	302	124	(41%)	178	(59%)
	みなかみ町	4,104	1,755	(43%)	2,349	(57%)
	昭和村	821	511	(62%)	310	(38%)
合計	合計	13,658	5,427	(40%)	8,231	(60%)
	合計	308,919	137,075	(44%)	171,844	(56%)

1. 浄化槽の現状と課題

(8) 単独処理浄化槽の転換

- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約 8 倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与える。
- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約375万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁負荷



未処理生活排水が水路に流入

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
(2020年度で約6,000件)
生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独浄化槽の転換には浄化槽本体のみならず、**宅内配管工事**への補助が必要。
※令和元年度より補助開始

1. 浄化槽の現状と課題

(9)多くの関係者によって支えられる浄化槽

浄化槽は多くの関係者によって支えられており、その役割は浄化槽法に規定されている。

浄化槽法の概要（昭和58年制定）※議員立法により成立

法律の目的

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与

浄化槽の製造

浄化槽からの放流水に係る水質基準が確保される構造基準を建築基準法令にて定め、当該構造基準に適していることを国土交通大臣が認定

浄化槽の設置

- ・ 工事の技術上の基準
- ・ 浄化槽工事業に係る登録（都道府県知事）
- ・ 浄化槽設備士の設置

浄化槽の保守点検

- ・ 保守点検の技術上の基準（年3回以上の実施）
- ・ 浄化槽保守点検業に係る登録（都道府県知事）
- ・ 浄化槽管理士の設置

浄化槽の清掃

- ・ 清掃の技術上の基準（年1回の実施）
- ・ 浄化槽清掃業の許可（市町村長）

浄化槽の検査

- ・ 設置後の水質検査（使用開始後3月から5月間）
- ・ 定期検査（毎年1回）

浄化槽は個人主体の「浄化槽管理者」が設置・管理する仕組み

これを、多くの民間の事業者や機関、行政が支える仕組み

浄化槽工事業者
27,106社

保守点検業者
12,813社

浄化槽管理士
42,397人

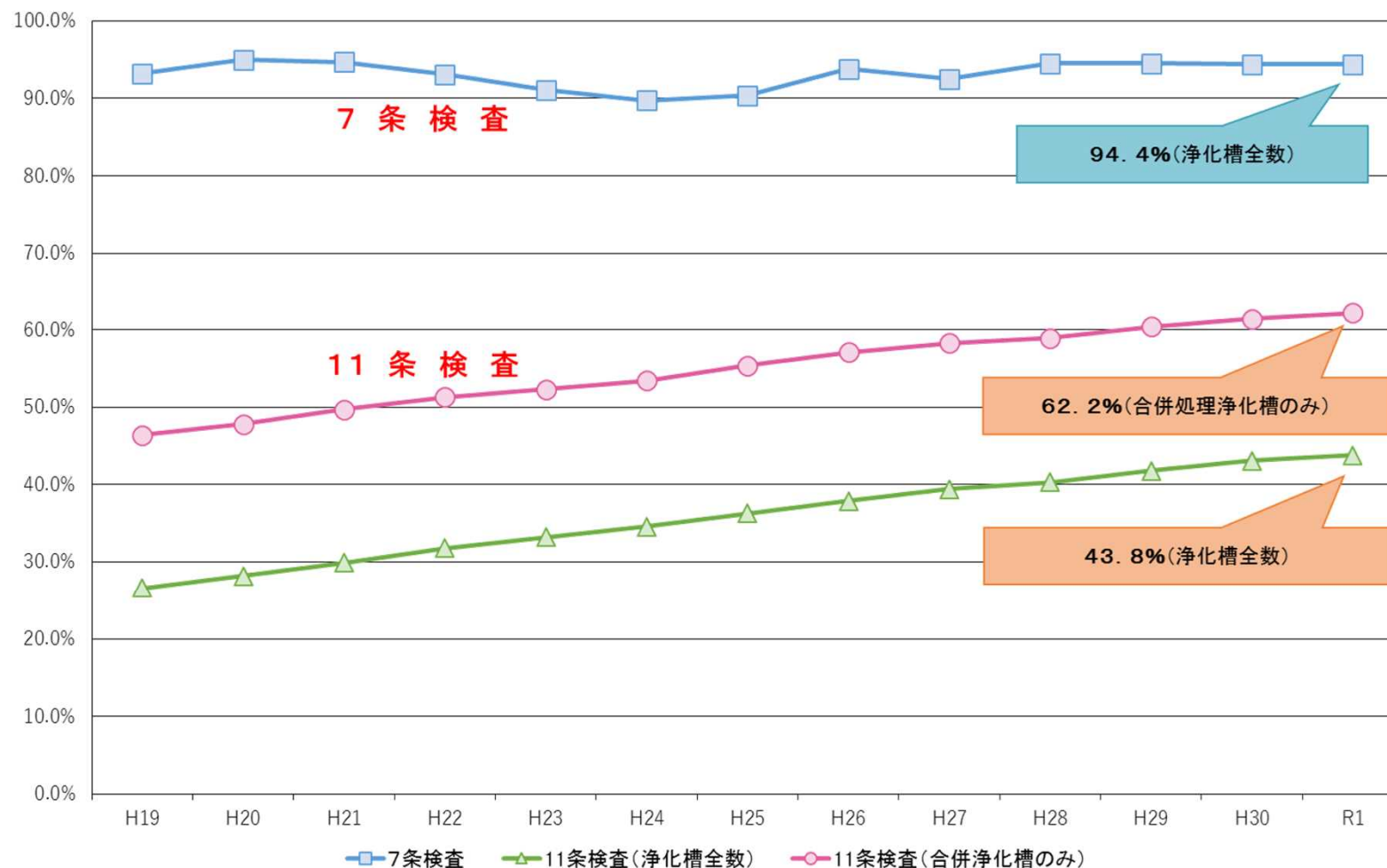
浄化槽清掃業者
5,297社

指定検査機関
66機関

令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果より

1. 浄化槽の現状と課題

(10) 法定検査受検率の推移



群馬県

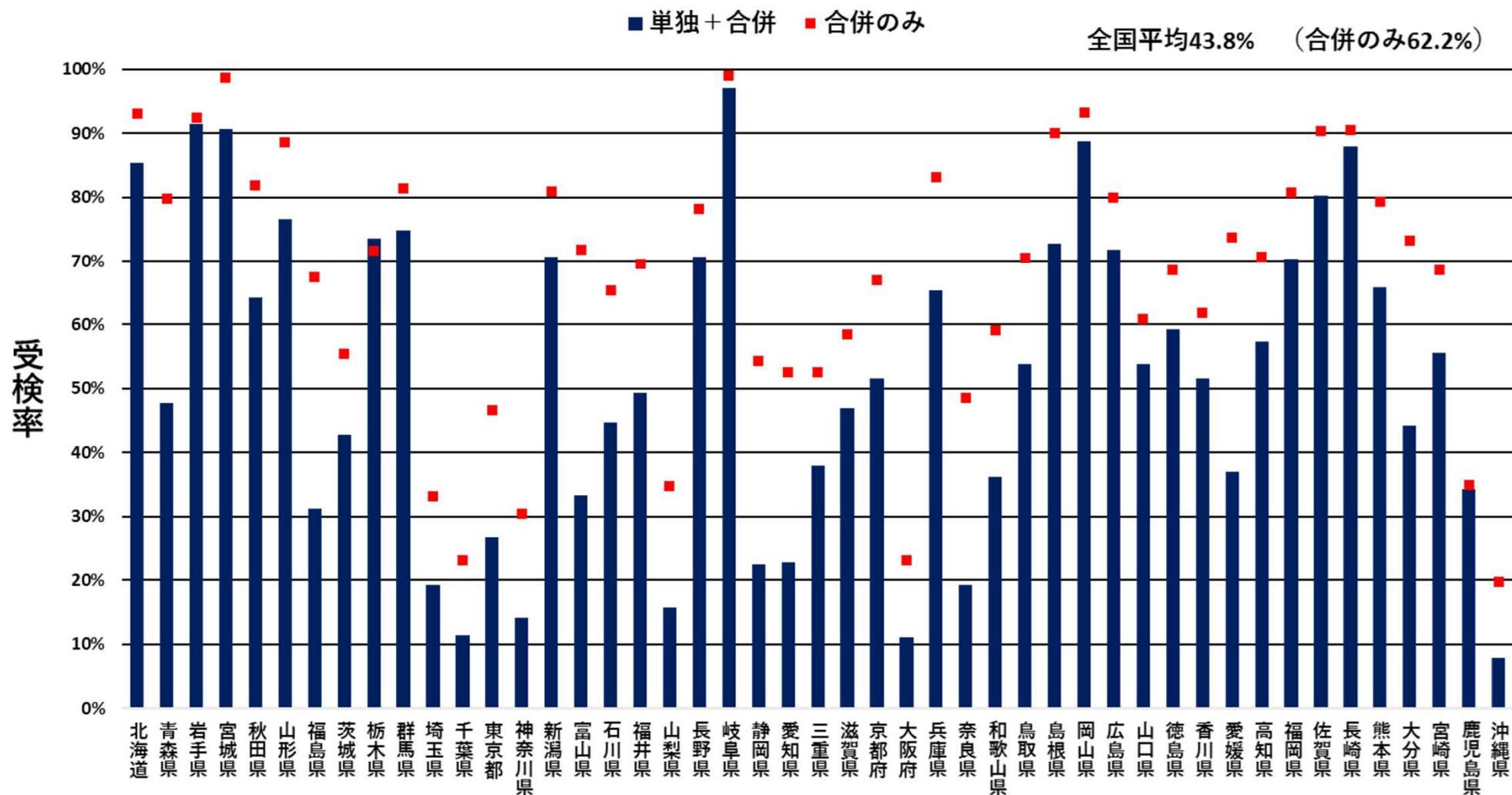
- 7条検査 94.4% **(82.9%)**
- 11条検査 43.8% **(74.8%)**
(うち合併処理浄化槽 62.2%) **(81.4%)**

11条検査は都道府県毎のばらつきが大きい
(参考) 合併処理浄化槽受検率(令和元年度)

80%以上: 14道県
30%未満: 3府県

1. 浄化槽の現状と課題

(11) 都道府県毎の11条検査受検率の状況(令和元年度末)



1. 浄化槽の現状と課題

(12) 法定検査受検率の高い県の実施事例

県名	11条検査 受検率[%]	合併浄化槽 割合[%]	台帳整備	一括契約
岐阜県	97.0%	52.9%	有	11市町村
岩手県	91.5%	94.5%	有	なし
宮城県	90.7%	75.6%	無	3市町村
岡山県	88.7%	71.7%	有	岡山県及び県内市町村
長崎県	88.0%	86.5%	有	なし

出典)環境省, 令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

共通していることは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

◎ 台帳整備の推進

◎ 一括契約の推進

◎ 未受検者に対する受検勧奨

- ・行政と指定検査機関の連名による受検案内
- ・未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用
- ・未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行） など

『法定検査受検率向上の取り組み事例集』

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

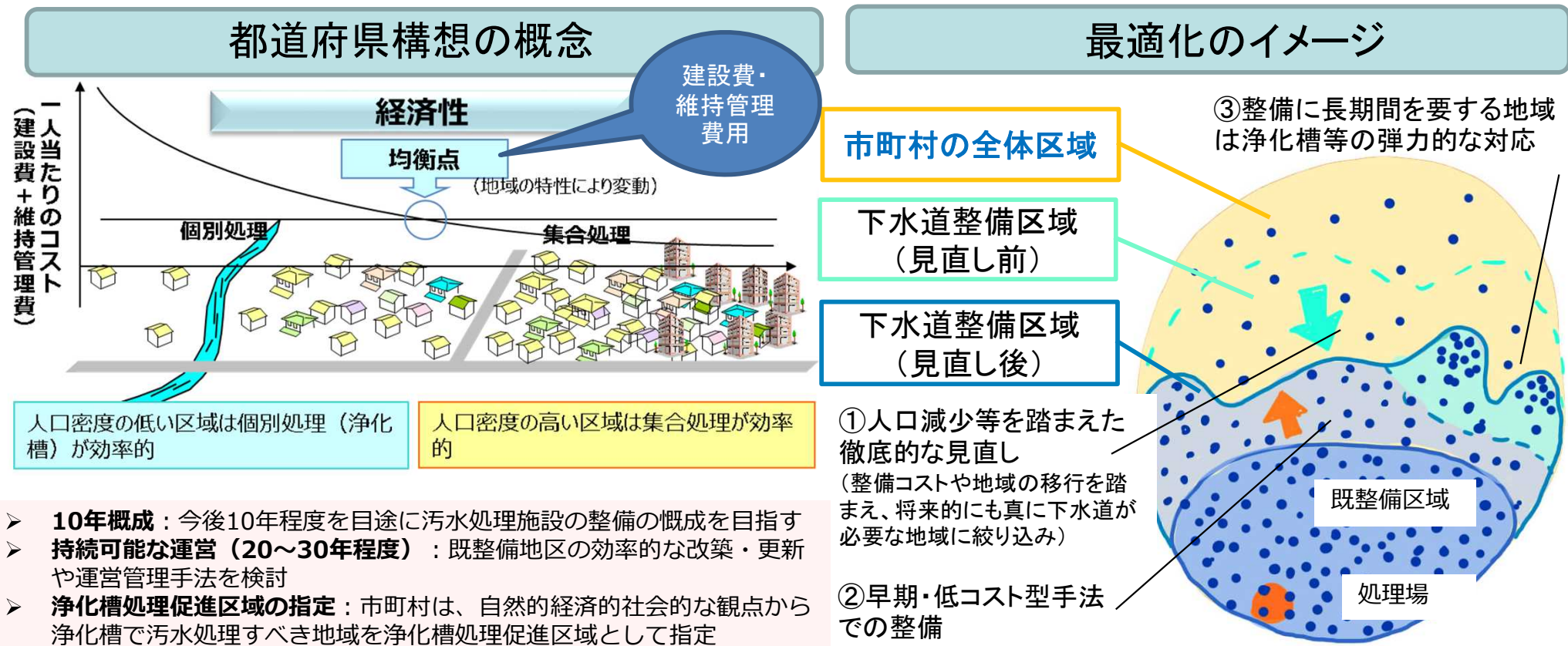
2. 最近の浄化槽行政の方向性

(1) 污水处理施設の最適化に向けて

○污水处理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する公共浄化槽や農業集落排水施設、各家庭で個別に処理する合併処理浄化槽等があり、市町村等は、各污水处理施設の特性等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定(污水处理施設の最適化)。

○H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想想定マニュアルに基づき、各都道府県は、市町村と連携して都道府県構想(※1)の見直しを行い、市町村が当該構想を踏まえ区域の見直しを進める。

※1 都道府県ごとに策定する污水处理の総合計画であり、市町村等の各污水处理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。



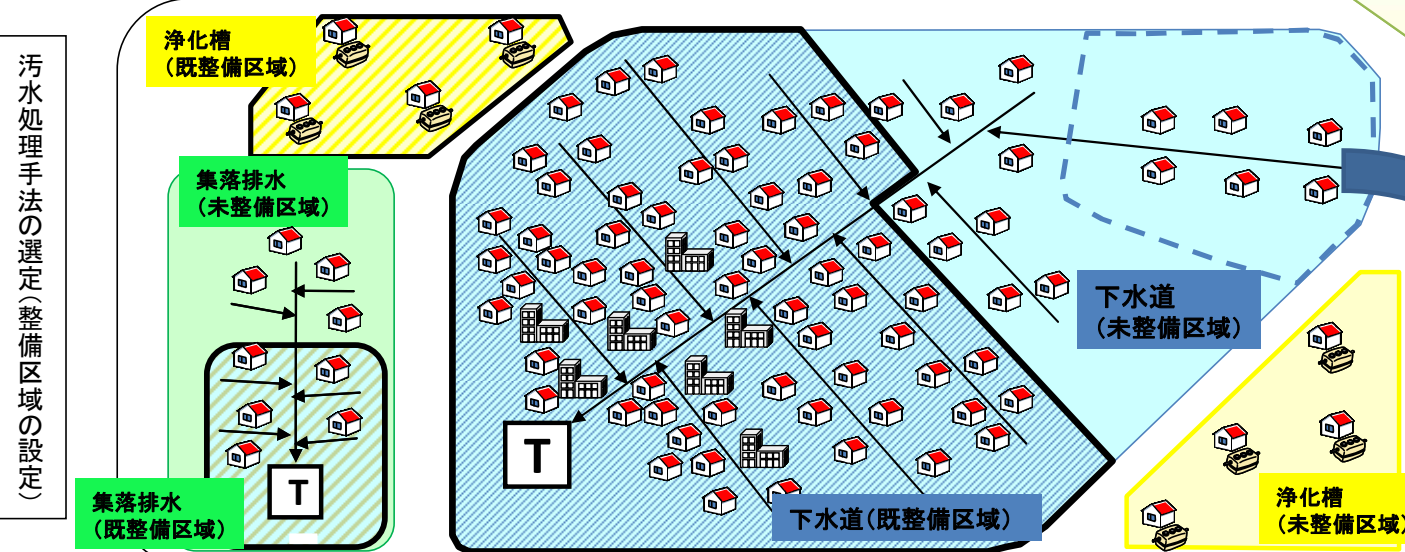
- **10年概成**：今後10年程度を目途に污水处理施設の整備の概成を目指す
- **持続可能な運営 (20~30年程度)**：既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法を検討
- **浄化槽処理促進区域の指定**：市町村は、自然的経済的社会的な観点から浄化槽で污水处理すべき地域を浄化槽処理促進区域として指定

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(2) 都道府県構想の見直しによる整備区域の見直しの一例

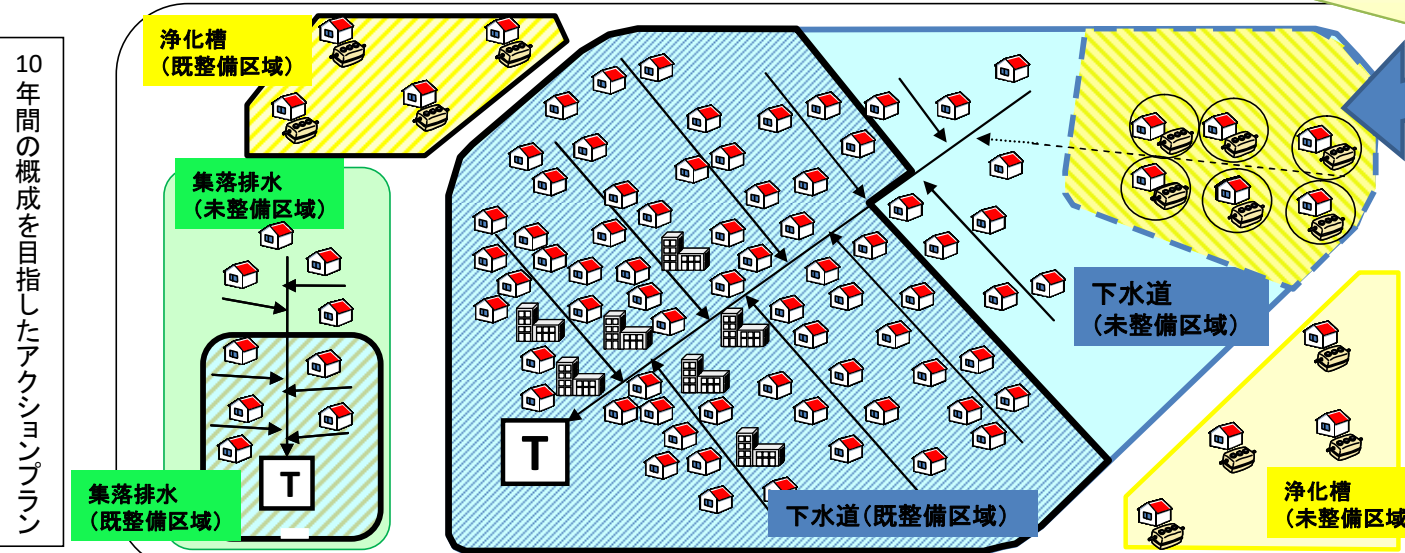
都道府県構想

污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した整備手法の選定



①人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しが実施され、集合処理計画区域が浄化槽区域に見直し

時間軸を考慮した污水处理施設の早期概成を目標とした整備計画の検討



②早期概成の観点から集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直す場合も。

10年間の概成を目指したアクションプラン

整備区域の凡例

下水道

集落排水

浄化槽

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(3) 廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日閣議決定)における浄化槽整備目標

指標及び目標と目標達成に向けた措置

浄化槽整備区域の普及

指標 : 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

目標 : H29年度 50% → H34年度 70%

- 地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- 市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- 公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- 災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保をした上で単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

単独転換の推進

指標 : 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

目標 : H29年度 62% → H34年度 76%

- 特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- 公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- 浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(4)地球温暖化対策計画におけるCO2排出削減目標

地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1)温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策

C. 家庭部門の取組

(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

○高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門)(浄化槽の省エネルギー化)

浄化槽については、浄化槽設置に係る支援における省エネルギー化への施策誘導等により、先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の普及や省エネルギー性能の高い中・大型浄化槽の導入を促進する。

排出削減見込量:12.3万t-CO2(2030年度目標)

➤ 省エネ型浄化槽の一層の導入促進を図ることにより、従来の削減目標を引き上げ

(参考)

平成28年閣議決定における地球温暖化対策計画の排出削減見込量:

3.9万t-CO2(2030年度目標)

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(5) 市町村設置及び民間活用の普及促進

公共浄化槽等整備推進事業

- 市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、住民から適正な料金を徴収することにより、市町村の公営企業として維持管理を実施するもの。
- 平成6年の事業創設以降、計300市町村において実施。うち、172市町村は令和元年度末時点で整備事業を実施中。

群馬県: 12市町村(伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村、大泉町)

国庫助成対象額(10割)

個人負担
(3/30)

17(12)/30
市町村負担(地方債充当可能)

10(15)/30
国

地方債元利償還金の49%は地方交付税措置

公共浄化槽のメリット・デメリット

メリット

- ① 維持管理の徹底による放流水質の向上
- ② 設置時や維持管理に関する住民負担の軽減(金銭的・手間)
- ③ 業者においても長期的に安定した事業

デメリット

- ① 市町村の金銭的負担 増加
- ② 市町村の事務作業量 増加

民間の資金・ノウハウ

浄化槽事業民間活用

【民間活用制度】
指定工事店制度
PFI(BTO)
指定管理者制度

PFIによる整備事業の実績

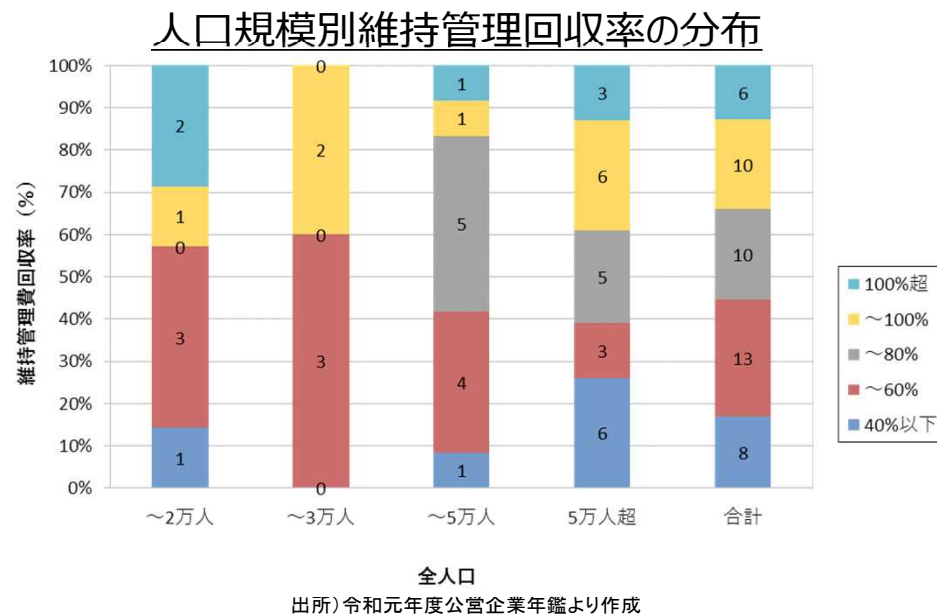
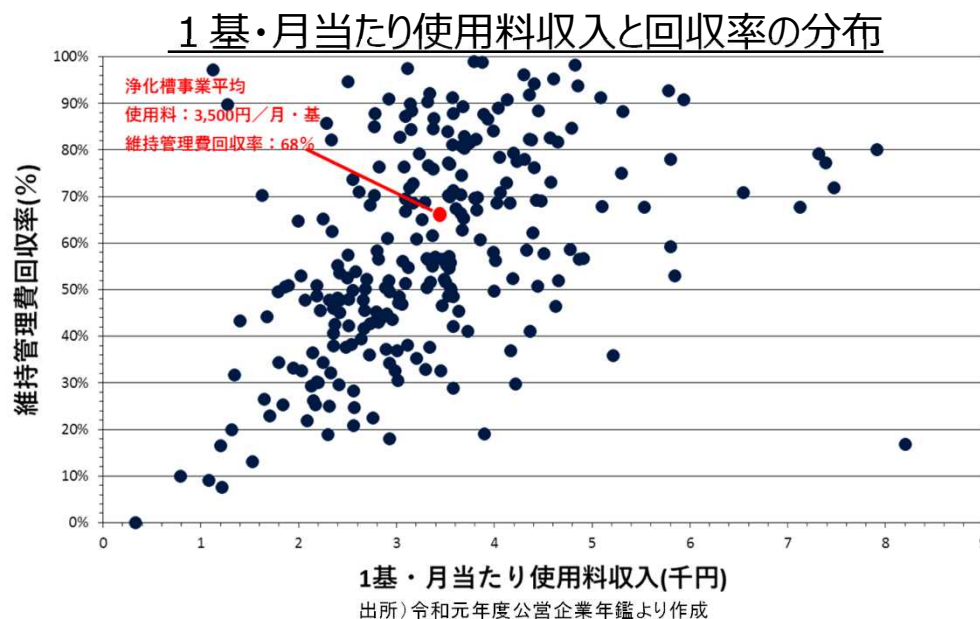
- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 18市町 (実施中含む)
(令和元年度末現在)

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(6) 浄化槽市町村整備推進事業の経営状況

維持管理費の平均回収率は68%

- 維持管理費の平均回収率は68% 使用料収入が高ければ、回収率も高い傾向
- 平均的な使用料設定で回収率78%程度（平均的な使用料：約3,000～4,000円/（基・月））
- 自治体の行政人口が多くなるほど、維持管理費の回収率は低下傾向



	回収率高い自治体（回収率80%以上）	回収率低い自治体（回収率40%以下）
維持管理費用	都道府県平均より低い市町村が半数程度	都道府県平均より高い市町村がほとんど
使用料設定	維持管理費用に合わせて適正化	下水道使用料と同程度又は低い傾向

高回収率市町村：使用料金を維持管理費用に合わせて設定しつつ、維持管理費用を抑制

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(7) 浄化槽の強靱化対策

- 防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、
 - ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
 - ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
- を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を実施。

単独転換の更なる推進

- 老朽化が進んだ単独処理浄化槽の転換を促進すべく、宅内配管工事を助成対象とするなど、循環型社会形成交付金等による支援を強化
- 浄化槽法改正を踏まえ、単独転換のより一層の推進のため、自治体担当者向けの「特定既存単独浄化槽の合併浄化槽への転換の手引き」を（公財）日本環境整備教育センターを中心に作成
- また、令和3年度補正予算より、単独処理浄化槽の転換だけでなく、くみ取り槽からの転換においても宅内配管工事を助成対象とし、更に支援を強化。

各種マニュアルの整備等

- 激甚化する災害への対応の準備として、令和3年4月に「災害時の浄化槽被害対策マニュアル（第3版）」を公表。地方自治体や指定検査機関、業界団体や各事業所別に震災や水害への対策を盛り込んだ。
- 令和2年度に、公共浄化槽に係る「浄化槽長寿命化計画策定マニュアル」を作成し、令和3年4月に公表。計画策定や計画に基づく改築を助成対象に追加（R3年度～）。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(8)大規模災害時の浄化槽の被害状況と復旧

- 浄化槽は分散処理のため長い管きょは不要であり地震等の災害への対応力が高い。
- 過去の震災においても、小型合併処理浄化槽の破損率は低かった。
- 全損率が低いため、応急措置により個別に復旧しやすい。
- 1ヶ月以内の工期で設置可能であり、応急仮設住宅の約半数で浄化槽が活用。(早期活用可能)

震災による小型合併処理浄化槽の被害状況

	調査 基数	破損 基数	破損率	調査実施者
平成7年1月 阪神淡路大震災	2,555	7	0.3%	(社)兵庫県水質保全センター ※1
平成15年5月 宮城県沖地震	780	2	0.3%	(社)宮城県生活環境事業協会 ※2
平成15年9月 十勝沖地震	549	62	11.3%	(社)北海道浄化槽協会 ※2
平成16年10月 新潟中越沖地震	1,428	96	6.7%	(社)新潟県浄化槽整備協会 ※2
平成23年3月 東日本大震災	1,099	42	3.8%	(社)岩手県浄化槽協会、(公社)宮城県生活環境事業協会、(社)福島県浄化槽協会 ※3
平成28年4月 熊本地震	788	51	6.5%	(公財)熊本県浄化槽協会 ※3

※1 浄化槽本体の破損のみ ※2 浄化槽本体、流入管、升、付属機器等の破損を含む
※3 浄化槽本体、流入管、升、付属機器等の破損により使用できないもの

応急仮設住宅に設置された浄化槽



東日本大震災における浄化槽の応急処置



放流管の破損を配管により
応急対応



マンホール蓋の欠損を仮蓋で
応急対応

浄化槽の設置方法別の工期

設置方法	工期
地上設置型	2週間
半地下埋設型	3週間
半地下埋設型+盛土	3週間
地下埋設型	4週間

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(9) 浄化槽の防災対策

- 激甚化する災害への対応の準備として、「災害時の浄化槽被害対策マニュアル（第2版）」を改訂し、令和3年4月に第3版を公表。従来の震災対策に加え、水害対策の記載を充実させた。
- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施。

災害時の浄化槽被害対策マニュアル

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、近年、水害による被害が甚大化
- 従来の「震災対策」に加え、新たに「水害対策」についてとりまとめた。
- 各主体が、地域の実情に応じて、災害対応を検討するための手引きとした。



令和元年東日本台風における水害事例による浄化槽被害

補助制度

循環型社会形成推進交付金(浄化槽) (環境省)

● 公共浄化槽等整備推進事業

市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築事業に対する助成

● 浄化槽設置整備事業

市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築に対する補助事業に対する助成

※他に廃棄物処理施設災害復旧費補助金(環境省) 災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省) 又は堆積土砂排除事業(国土交通省)がある。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(10) 浄化槽台帳システム①

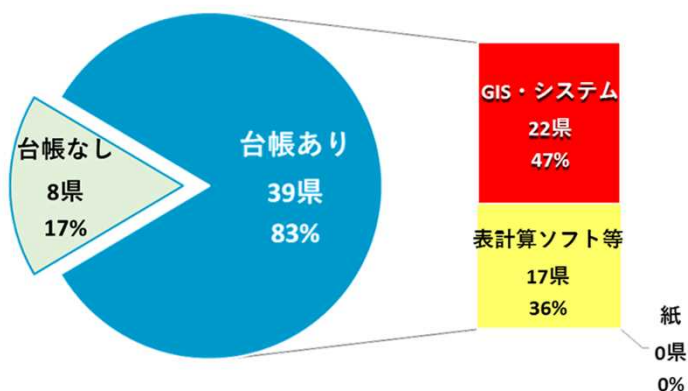
浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの**情報を整理し電子データ化したデータベース**とそれを**管理するシステムで構成**されたもの

現状と問題点

- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が**紙ベース**や**複数の電子ファイル**に分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できていない。
- **無届浄化槽**、**廃止済み浄化槽**が十分把握できていない。
- 関係者からの**情報の受け渡し**、**共有**が効率的に行われていない。

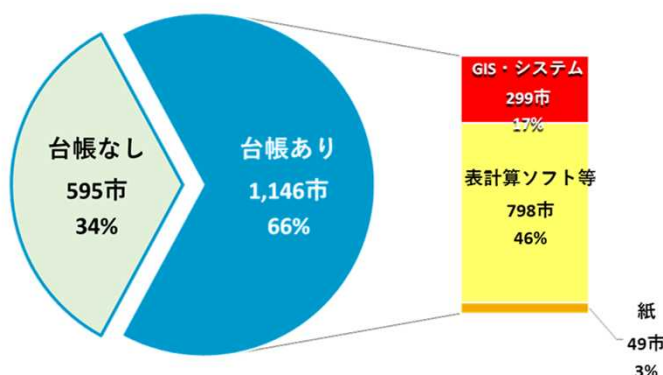
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典)環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

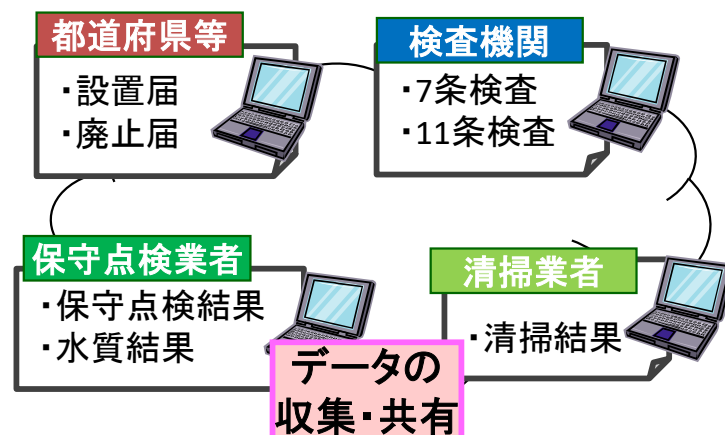
市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典)環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

浄化槽台帳システムのイメージ



維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進！

**浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立および災害対応力の強化に向けた
情報整理・更新・精査が効率的に行える行政による浄化槽台帳整備が必要**

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(10) 浄化槽台帳システム②

- 令和元年の改正浄化槽法により、都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務付け。
- 令和2年度に環境省版浄化槽システムの作成を行い、令和3年4月に、自治体への環境省版浄化槽台帳システムの配布を開始。また、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対して助成を実施。
- 浄化槽台帳システムの整備により、法定検査受検率の向上、無届浄化槽や廃止済み浄化槽の把握等による維持管理の高度化、災害対策への活用を実現。

環境省版浄化槽台帳システムのイメージ

レイヤ 浄化槽台帳

検索 参照 登録 帳票出力 集計 データ入力 データ出力 ユーザ管理

地図上に浄化槽を表示。選択すると浄化槽の情報の閲覧ができる。

浄化槽の検索や、情報の登録、集計、データの入出力等が可能

「検索」機能を選択した場合

検索条件の設定

集計帳票画面へ移動

出力選択画面へ移動

浄化槽参照画面へ移動

登録画面へ移動

「条件」を絞って検索することが可能
⇒ 法定検査未受検の浄化槽、無届浄化槽等の抽出

検索結果表示項目

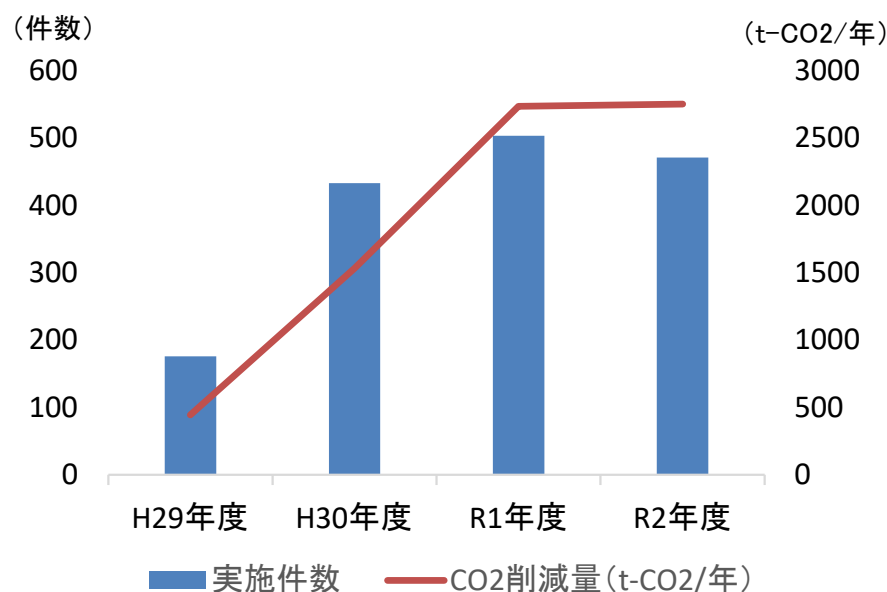
- ・浄化槽ID(浄化槽番号)
- ・自治体独自の浄化槽番号(管理番号)
- ・指定検査機関独自の浄化槽番号
- ・浄化槽製造番号
- ・処理水BOD
- ・設置者氏名
- ・設置者電話番号
- ・設置者住所
- ・設置場所の地名地番
- ・使用者氏名
- ・使用者電話番号
- ・使用者住所

2. 最近の浄化槽行政の方向性

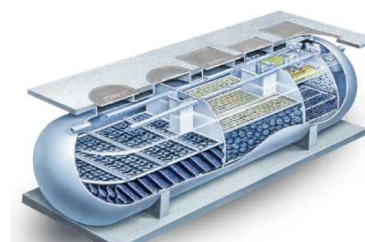
(11) 浄化槽システムの脱炭素化

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発により省エネ化が推進されており、小型浄化槽の全出荷基数中の約9割は先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、店舗、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化の対応が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中の先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている（令和元年度実績）。
- こうした状況を受け、環境省では、平成29年度より省エネ型浄化槽の導入に対する支援を行い、エネルギー効率の低い既設浄化槽に対して、高効率ブロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換を推進しているところ。年々着実に支援実績が増加してきており、削減効果の高い案件も増えている状況。
- 2030年度46%削減及び2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、浄化槽分野における一層の省エネ対策・再エネ導入を促進する必要性があり、引き続きエネルギー対策特別会計の予算を活用して財政支援の拡充・強化を図る。

省エネ型浄化槽導入支援事業の実績



浄化槽における一層の省エネ対策、再エネ導入



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

3. 改正浄化槽法

(1) 浄化槽の歴史と浄化槽法

浄化槽法制定時の背景

昭和40年版厚生白書(1965年)

「一億総水洗化目標宣言」

➡ 浄化槽の爆発的普及

課題:

- 浄化槽の性能の不備
- 浄化槽工事の不備
- 管理・清掃の不備

地域住民の苦情の対象
(いわゆる“生”が出る)

浄化槽関係業者が悪者に...

＜国関係者の取り組み＞

日本浄化槽教育センター
の設立

浄化槽関係業者の教育

浄化槽施工士(日本建築センターとの共催)
浄化槽管理技術者(Aコース, Bコース)

＜地方関係者の取り組み＞

全国各地で浄化槽協会
設立

全国浄化槽団体連
合会の設立

浄化槽法設立等

S58年浄化槽法制定

- 浄化槽型式認定制度
- 工事業・保守点検業の登録制度
- 清掃業の廃掃法からの移管
- 浄化槽設備士と浄化槽管理士の国家資格化
- 指定検査機関の法定化

合併処理浄化槽の登場
(S62年国庫補助制度の創設)

全国合併処理浄化槽普
及促進市町村協議会の
設立

市町村による浄化槽の
普及促進

課題:

- 合併処理浄化槽の設置義務

3. 改正浄化槽法

(2) 浄化槽法改正等と今後の方向

合併処理浄化槽の本格時代

H12年浄化槽法改正

- 原則、新設は合併処理浄化槽へ
(単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」)

H17年浄化槽法改正

- 浄化槽の監督強化を図る
(H19年に浄化槽専門委員会より「浄化槽ビジョン」を提示した)

課題:

- 既存単独処理浄化槽の合併処理への転換

「浄化槽ビジョン」

- 浄化槽区域の設定
- 既存単独処理浄化槽の合併化
- 情報化・国際化

パリ協定(地球温暖化対策)と今後の浄化槽

R1年浄化槽法改正

- ①浄化槽処理促進区域の設定
- ②単独処理浄化槽の合併化への措置
- ③台帳の整備と情報活用

平成末・令和の予算措置ー浄化槽での温暖化対策

- ①市町村推進事業の補助率1/3→1/2
- ②エネ特予算での中大型浄化槽のCO₂削減

- 市町村による浄化槽処理促進区域の設定と合併処理への推進
- 都道府県による合併化措置の促進(指定検査機関の活用)
- 浄化槽台帳の整備と情報ネットワークの構築
- 浄化槽設備士、浄化槽管理士等関係技術者への新たな浄化槽普及促進に向けた知識の再教育の場が必要
- 浄化槽のさらなるリノベーションの推進

※パリ協定

- ・2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組
- ・2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議」で合意
- ・政府は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を地球温暖化対策推進本部で了承するとともに、閣議決定(令和元年6月11日)

地域循環共生圏

SDGs

国際社会への適用

3. 改正浄化槽法

(3) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要① (令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布)

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の50%、400万基残存*。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5

・水質に関する定期検査の受検率は43.1%*にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

施行日:令和2年4月1日

*平成30年度末当時

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

3. 改正浄化槽法

(4) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要②

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は43.1%^{*}と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

※平成30年度末までのデータ

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の
指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

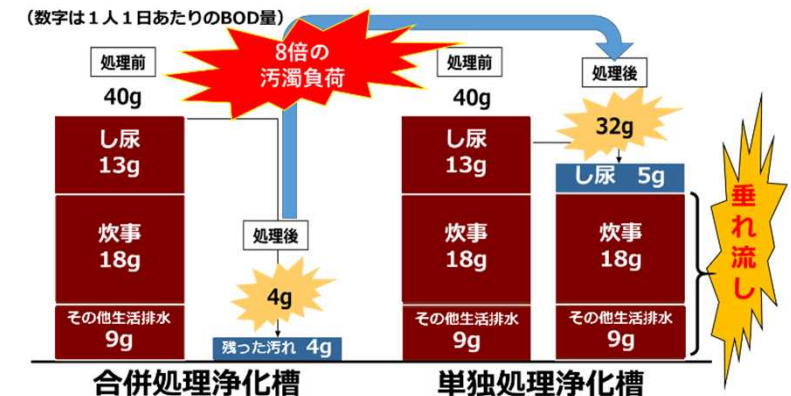
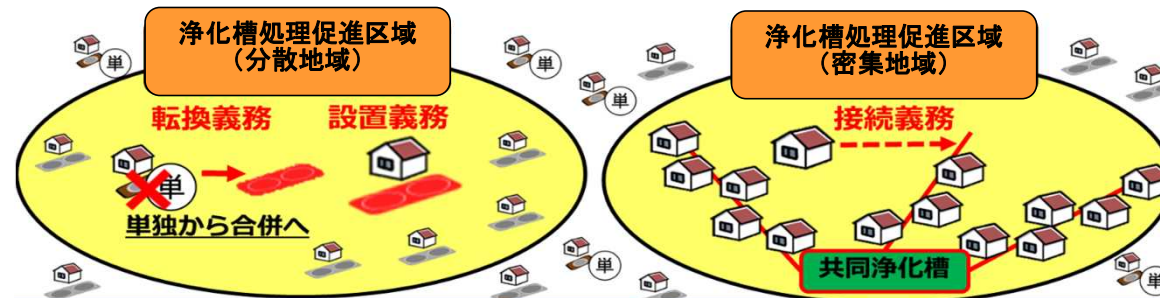
単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去 合併浄化槽設置 配管工事

- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。
生活雑排水は垂れ流し



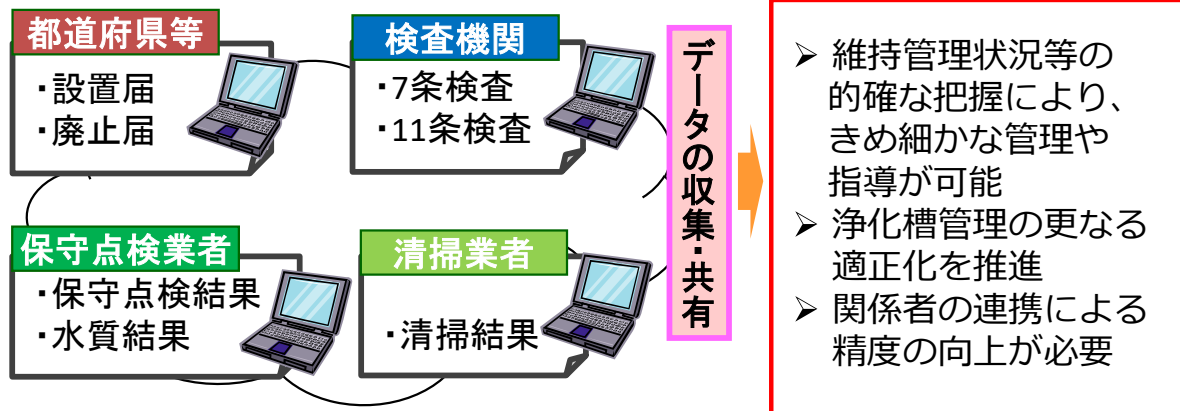
3. 改正浄化槽法

(5) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要③

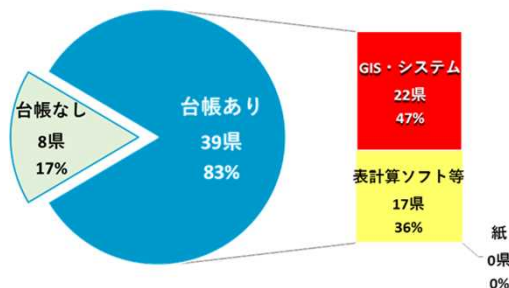
浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた**行政による浄化槽台帳整備の義務化**及び**休止手続き**（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の**明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ



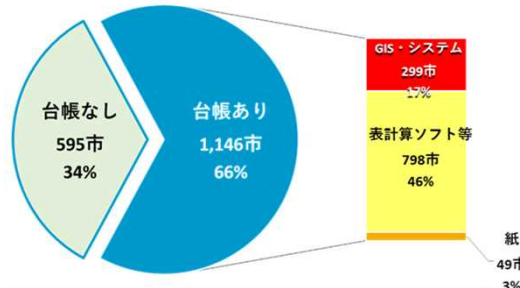
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした**協議会の設置**（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に**浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化**



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

- **環境大臣の責務規定**として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

4. 浄化槽整備に係る予算制度

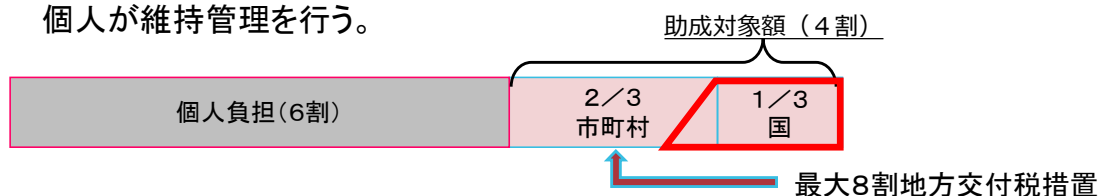
循環型社会形成推進交付金事業



- ・浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(単独転換)を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- ・国庫助成率は1/3(ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2)

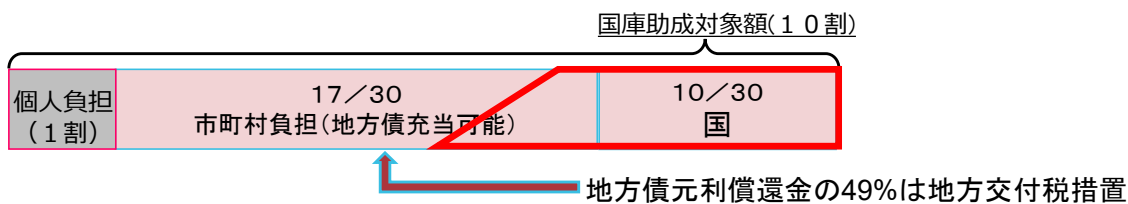
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- ・ 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用(本体+施工費を助成する事業)に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- ・ 個人が維持管理を行う。



公共浄化槽等整備推進事業 (H6～)

- ・ 市町村が個人の住宅等に浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- ・ 市町村が維持管理を行う。
- ・ PFI手法の導入により事業費削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制等が図られる(18市町で実績)。PFI手法の導入調査等への支援あり。



省エネ型浄化槽システム導入推進事業

事業概要

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

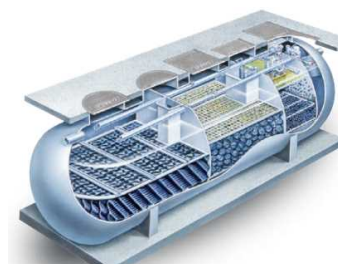
(補助対象)

- ・ 省CO₂型の高度化設備(高効率ブロワ等)の改修
- ・ 最高水準の省エネ技術による先進的省エネ浄化槽への交換

1/2

大型浄化槽には、好気性微生物へ酸素供給するための送風設備(ブロワ)、混入物を除去するスクリーン、水中ポンプなど、処理工程上様々な電気・機械設備があり、これらの設備からのエネルギー起源CO₂排出量を削減する必要

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



- 高効率ブロワ等
- インバータ装置、タイマー等の省エネ運転設備 など

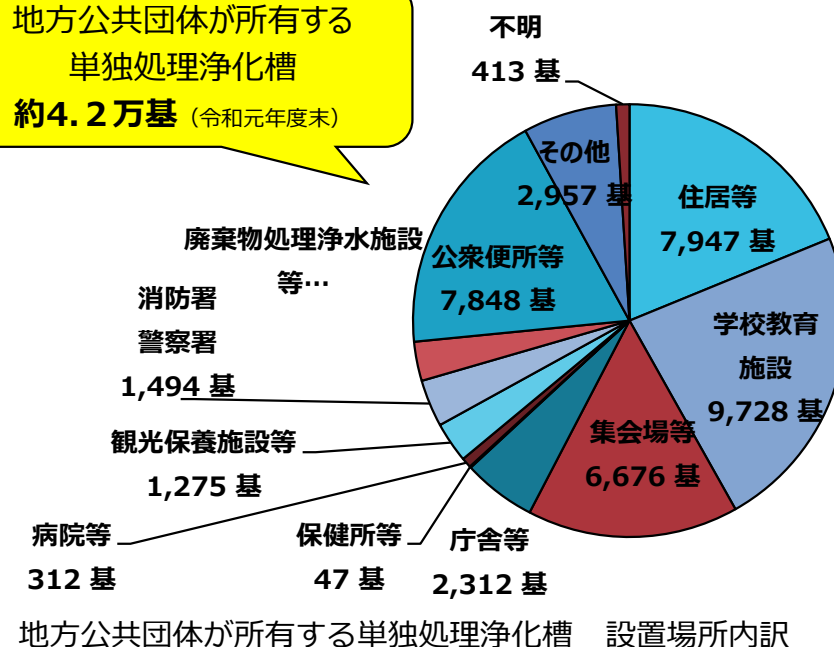
エネルギー起源CO₂の排出抑制

（参考）公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として375万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.2万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。

地方公共団体が所有する
単独処理浄化槽
約4.2万基（令和元年度末）



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1／3（又は1／2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

(参考) 改正浄化槽法と予算事業について

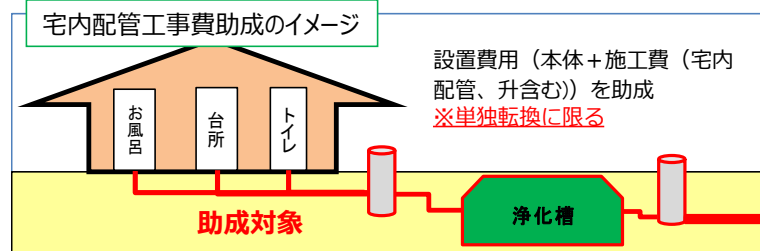
改正法と予算事業をリンクさせ、改正法の効果的な施行を目指す

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与

○単独転換に伴う宅内配管工事費の助成制度

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。



第3 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が設置計画に基づき設置・管理する公共浄化槽制度を創設

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

○公共浄化槽整備推進事業【市町村設置型】



第2 浄化槽処理促進区域の指定

自然的経済的社会的観点から、市町村が浄化槽処理促進区域を指定

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、設置要件に付与。

○浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

第4 浄化槽台帳の整備

関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化

○浄化槽台帳の改修等への助成(交付率1/3)

データの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び、既存の台帳システム改修に要する費用への補助。

悉皆調査



浄化槽台帳の電子化・システム化



○浄化槽リノベーション推進事業費(行政経費)

環境省において、浄化槽台帳システムを構築。現在、各自治体は無償で配布中。

5－1．令和3年度補正予算の概要

(1)浄化槽整備等に関する事業

災害に強い浄化槽（合併処理浄化槽）の整備による防災対策の拡充を図るとともに、災害対応として公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援し、防災対策と浄化槽分野の脱炭素化を推進。

○災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充(循環型社会形成推進交付金(浄化槽分))

【令和3年度補正予算 5億円】

防災・減災、国土強靱化対策の推進の観点から、単独処理浄化槽やくみ取り槽を災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等を支援。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(エネルギー対策特別会計)

【令和3年度補正予算 70億円の内数】

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、防災対策とあわせて浄化槽分野の脱炭素化を推進。

5－1．令和3年度補正予算の概要

(2)循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)R3補正新規メニュー

①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事に対する支援

- ・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に推進する事業について助成
- ・転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限額30万円）を助成（助成率1/3、1/2）

②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進

効果的な単独転換の促進及び管理適正化の推進のために市町村が行う以下の事業に対して助成（助成率1/3）

- ・自治体が公共浄化槽事業を持続的に運営するために必要となる将来的な事業収支のシミュレーション
- ・個人設置型浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための保守点検、清掃、法定検査の一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等
- ・浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動

法定協議会等の関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じて設置・維持管理情報等の登録や当該情報に基づく指導監督等が可能であり管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として、長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業に対して助成（助成率1/3）

③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進

- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する事業に対して助成
- ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）（助成率1/3、1/2）



単独処理浄化槽やくみ取り便槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、老朽化が進んでいるものが多数存在する状況である。昨今の災害の頻発化・激甚化の状況から、災害による破損等のリスクが懸念されている。
- 合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、災害への対応力強化の観点から、単独転換やくみ取り転換を早急に進めるとともに浄化槽の長寿命化を図る必要がある。このため、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等も活用し、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。

2. 事業内容

災害に強い浄化槽の整備による防災対策を図るため、市町村が行う以下の事業について交付金による助成を行う。

- ①単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進
災害への対応力強化の観点から、単独転換やくみ取り転換を行う事業（浄化槽本体費用、施工費、宅内配管工事費、撤去費を助成）
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレーション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業（浄化槽整備効率化事業の拡充）
・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業
- ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
・単独転換促進による防災対策強化の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3、1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

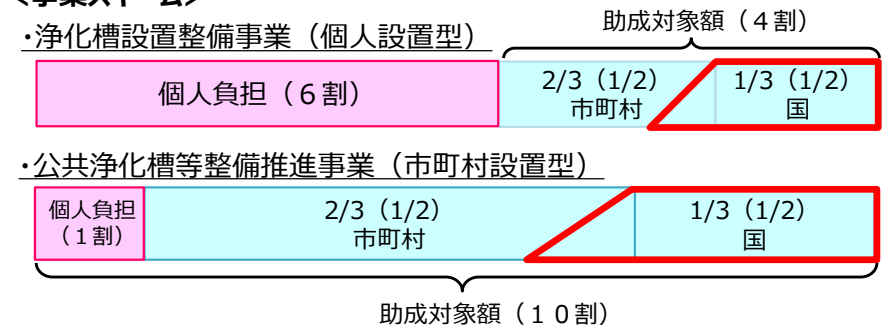
4. 事業イメージ



「災害に強い」浄化槽の特徴

- ・分散処理のため長い管きよは不要であり地震等の災害への対応力が高い。
- ・過去の震災においても、合併処理浄化槽の破損率は低い。
- ・全損率が低いため、応急措置により個別に復旧しやすい。

<事業スキーム>





災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）を強化するとともに、地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備及び省CO2型設備等の導入を支援し、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性）を強化するとともに、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※1。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。

また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）を採用した場合等に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電、CGS、省CO2型設備）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

（注）共同申請する民間事業者も同様

※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。

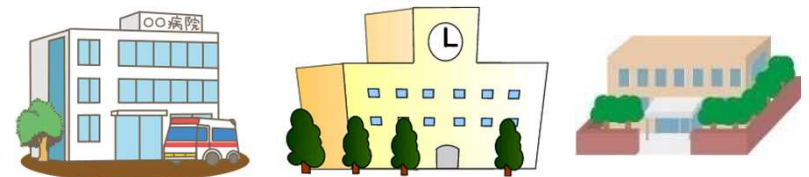
②：①の設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



②省CO2型設備等



お問合せ先：

環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

5－2. 令和4年度予算（案）の概要

（１）浄化槽整備のための国庫助成

合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。あわせて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入に向けた予算（エネルギー対策特別会計）を新規に計上し、2030年度46%削減目標の達成に資する。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） R4予算額（案） 86億円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和3年度 予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度 予算額(案)	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(91億円) 86億円	5億円	(91億円) 86億円	(100.0%) 100.0%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

○ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽分） R4予算額（案） 18億円

2030年度46%削減目標の達成に向けて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入を支援。

予算事項	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額(案)	対前年度比
浄化槽システムの脱炭素化推進事業（R4新規）	—	18億円	（新規増）
省エネ型浄化槽システム導入推進事業（R3終了）	18億円	—	—

5－2. 令和4年度予算（案）の概要

（2）循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）R4予算メニュー ※R3補正新規メニューと同様

①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事に対する支援

- ・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に推進する事業について助成
- ・転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限額30万円）を助成（助成率1/3、1/2）

②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進

効果的な単独転換の促進及び管理適正化の推進のために市町村が行う以下の事業に対して助成（助成率1/3）

- ・自治体が公共浄化槽事業を持続的に運営するために必要となる将来的な事業収支のシミュレーション
- ・個人設置型浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための保守点検、清掃、法定検査の一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等
- ・浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動

法定協議会等の関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じて設置・維持管理情報等の登録や当該情報に基づく指導監督等が可能であり管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として、長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業に対して助成（助成率1/3）

③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進

- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する事業に対して助成
- ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）（助成率1/3、1/2）

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和4年度予算額（案） 8,613百万円（8,613百万円）】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽等の整備促進を支援します。

1. 事業目的

現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法に基づき早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要がある、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業に対して交付金により支援を行う。令和4年度の新規拡充メニューは以下のとおり。

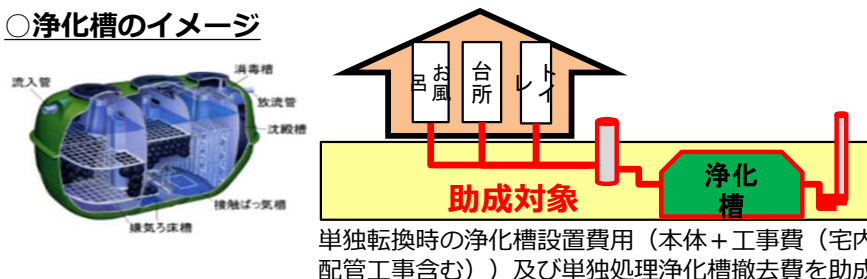
- くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援
・転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限額30万円）を助成
- 公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレーション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業（浄化槽整備効率化事業の拡充）
・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業
- 単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業
・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

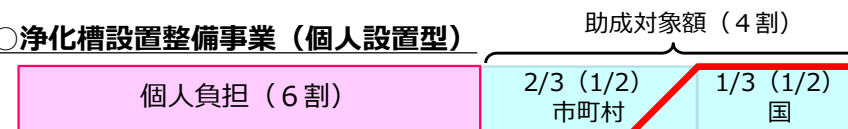
○浄化槽のイメージ



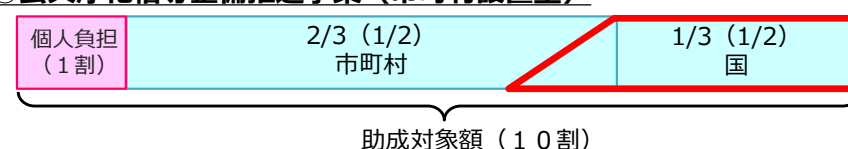
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）



5－2. 令和4年度予算（案）の概要

（3）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽分）R4新規メニュー

【浄化槽システムの脱炭素化推進事業】

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援。

（補助率1/2、間接補助）

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともに、ブロア稼働時間を効率的に削減可能なインバータ又はタイマー等の設置を要件とする
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和4年度予算額（案） 1,800百万円（新規）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロア稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|------------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業（補助率：1／2） |
| ■補助対象 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 |
| ■実施期間 | 令和4年度～令和8年度 |

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

5－2. 令和4年度予算（案）の概要

（4）循環型社会形成推進交付金の積極的な活用について

1. 宅内配管工事への助成制度の積極的な活用について

現状、浄化槽整備実績のうち単独転換は約2割にとどまっており（令和元年度末）、更なる単独転換促進のため、各市町村において宅内配管工事への助成制度を積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、くみ取り槽から転換についても新たに宅内配管工事の助成対象に追加したため、あわせて積極的にご活用いただきたい。

2. 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築について

令和3年度より、市町村が策定する浄化槽長寿命化計画に基づき、計画的な改築により公共浄化槽の長寿命化を図る事業について改築費用を助成しており、各市町村において積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽についても、市町村が策定する浄化槽長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う場合に改築費用を助成対象としたため、こちらも積極的にご活用いただきたい。

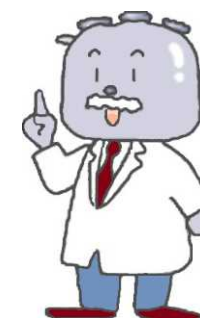
3. 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽の集中転換について

自治体が保有している単独処理浄化槽は、未だ4.2万基（令和元年度末）も残存しており、国土強靱化の観点から、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独転換を集中的に行う事業について、交付金の支援対象としているため、積極的にご活用いただきたい。

- ◆ 令和8年度までの汚水処理施設整備の概成に向けた取組は急務。
- ◆ 汚水処理施設の整備に当たって、①人口減少、②持続可能な経営、③災害対応・強靱化、④地域経済への貢献、⑤脱炭素等は重要な要素。
- ◆ 浄化槽の計画的な整備や維持管理の適正化には、公共浄化槽は有効なツール。
- ◆ 改正浄化槽法とともに循環型社会形成推進交付金等のメニューの有効活用。



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>